

## 令和7年第4回 三種町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和7年6月2日（月）午前8時56分  
2 開催場所 三種町役場 第2会議室  
3 出席委員 田村 明、飯塚 巧作、木村 信悦、櫻庭 一則  
4 欠席者  
5 事務局 書記長 三浦 保  
書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗

6 付議された案件は、次のとおりである。

- 議案第27号 選挙人名簿に登録することについて  
議案第28号 選挙人名簿から抹消することについて  
報告第12号 登録の移替えをした者について  
報告第13号 選挙権を有する者の50分の1の数について  
報告第14号 選挙権を有する者の3分の1の数について  
議案第29号 選挙人名簿の移替えの延期について（参院選）  
議案第30号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（参院選）  
議案第31号 三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正について  
議案第32号 三種町選挙管理委員会書記長専決処分規程の一部改正について  
協議第1号 三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

午前8時56分

三浦書記長 おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは令和7年第4回三種町選挙管理委員会を開催いたします。木村委員長からご挨拶をいただき、その後の進行の方もよろしくお願ひいたします。

木村委員長 知事選が終わったばかりだが、参議院議員通常選挙が近いということで、皆様お忙しいことと思いますが、よろしくお願ひします。

本日は、6月定時登録関係と参院選関係の議案となっていますのでご審議の程よろしくお願ひします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、田村委員と櫻庭委員にお願いいたします。

それでは、定時登録関係ということで。議案第27号「選挙人名簿に登録することについて」事務局から説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第27号ですが、6月定時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

前回の秋田県知事選挙の選挙時登録の後に、18歳に達した者及び転入から3箇月を経過した18歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は1と2に記載しています。

1の新有権者登録は、平成19年4月8日から平成19年6月2日までに生まれた方が対象で、人数は、男7人、女5人、計12人です。

2の転入登録は、令和6年12月20日から令和7年3月1日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男13人、女9人、計22人です。

よって、6月定時登録における登録者総数は、男20人、女14人、合計34人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願ひします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第27号は原案どおり決定します。次に、議案第28号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第28号は、6月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回の随時抹消の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は1と2に記載し

ております。

1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和7年4月5日から令和7年5月31日までの方が対象で、人数は、男29人、女26人、計55人です。

2の転出抹消者は、令和6年12月6日から令和7年1月31日までに町から転出した方が対象で、人数は、男16人、女11人、計27人です。

よって、6月定時登録における抹消者総数は、男45人、女37人、合計82人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の3~4頁、転出抹消は5頁に記載しております。説明は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

抹消登録者の名簿の順番はどういった順番なのか。

投票区ごとの世帯番号順となっております。

他にご意見等無いようですので、議案第28号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することいたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第12号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

檜森書記 はい。報告第12号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の選挙時登録では、2月28日までの町内転居に係る移替えを報告しておりますので、今回の報告の対象は、3月1日から5月31日までに町内転居された方です。人数は、男12人、女24人、計36人です。

対象者については、別冊名簿の7頁に掲載しております。

報告は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、報告第12号は以上といった

します。続きまして、報告第13号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と、報告第14号「選挙権を有する者の3分の1の数について」は関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

檜森書記

はい。報告第13号は有権者の50分の1の数を、報告第4号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案5頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。初めに、有権者数になりますが、前回の登録者に新規登録34人を加え、抹消82人を引いた12,785人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、6頁に記載のとおり256となり、3で除した数は、7頁に記載のとおり4,262となります。

報告は以上です。

木村委員長

はい。報告第13号、第14号について、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第13号、第14号については、以上といたします。続きまして、参議院選挙に関する議案です。議案第29号「選挙人名簿の移替えの延期について」、説明をお願いします。

檜森書記

議案第29号につきましては、7月に執行される参院選の準備作業のため、町内転居による選挙区の移替えを延期したいので、その期間を定めることについて、お諮りするものでございます。

延期の期間は、6月14日から参議院選挙の期日までとしたいと考えております。7月3日告示、7月20日投開票を想定し、6月13日の住基の異動完了後の情報を元に入場券作成処理を行う予定としておりますので、翌6月14日から選挙が執行されるまでの間について、投票区の移替えを延期するものですので、よろしくお願ひします。

なお、入場券については、6月23日に郵便局へ差し出し、7月2日までに発送完了を目標にしております。

説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございま

したら、お願いします。

木村委員長 投票日が代わった場合はどうするのか。

事務局 投票日が変更となった場合も、移し替えはこのスケジュールとなります。

木村委員長 他にご意見等無いようですので、議案第29号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第30号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第30号は、参院選におけるポスター掲示場の設置場所について、お諮りするものです。

琴丘地区41箇所、山本地区42箇所、八竜地区32箇所、計115箇所設置したいと考えております。設置箇所は別紙に記載のとおりで、前回から変更はございません。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

櫻庭委員 中嶋集落にポスター掲示場が無いように見えるが設置は無いのか。

事務局 中嶋踏切に設置しております。

飯塚委員 上岩川地区の掲示場だが、各集落に設置はあるが、投票所である旧上岩川小学校付近に設置できないか。

事務局 設置個所数については、公職選挙法で定められているおり現在法定設置数となっている。安全に支柱を立てることができ、冬季も排雪置き場等なっていないなど条件を満たす適地があれば検討する。

木村委員長 他にご意見等無いようですので、議案第30号を原案どおり決定いたします。参院選関係は以上となります。続きまして、議案第31号「三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正について」と議案第32号「三種町選挙管理委員会書記長専決処分規程の一部改正について」は、関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第31号は、三種町選挙管理委員会の委員長、議案第32号は、選挙管理委員会の書記長の専決処分に関する規程となっております。改正の理由につきましては、実際の運用や他市町村の規程と比較し相違があったためとなります。

改正内容としましては、委員長の専決処分規程に選挙人名簿抄

本の抹消と供託物の還付を追加し、土地改良区選挙に関する規定を廃止しております。追加分については、他市町村と比較し不足していたための追加となり、土地改良区選挙に関しては、土地改良法の改正により、選挙管理委員会による管理が廃止されたためとなります。

書記長の専決処分規程は、供託物の還付、違反文書等の撤去、出納責任者の選任解除等の届出受理、収支報告書の受理について、委員長の専決規程に記載があるため削除します。追加としましては、職員の休暇の承認及び服務、選挙人名簿抄本の閲覧について、他市町村と比較し不足していたため追加しております。

説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第31号及び議案第32号を原案どおり決定いたします。続きまして協議第1号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」事務局より説明をお願いします。

檜森書記 はい。協議第1号は、国の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されることにより、選挙長等の報酬額が引き上げられ、7月執行予定の参議院選挙より適用されるため、本町でも国の基準額に準じて報酬額の改正を行うものであります。

改正内容については、議案内の表をご確認ください。説明は以上となります。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、協議第1号は、原案どおり決定いたします。本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4その他」ですが、事務局の方から何かありますか。

檜森書記 はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。

(資料に基づき説明)

今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

特に無いようですので、これで令和7年第4回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前10時02分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_